

松江市告示第 460 号

松江市指定金融機関、松江市指定代理金融機関及び松江市収納代理金融機関の指定について
(平成 17 年松江市告示第 8 号)の一部を次のように改正する。

令和 6 年 10 月 3 日

松江市長 上 定 昭



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
3 収納代理金融機関					3 収納代理金融機関				
金融機関 名	取りま とめ店	所在地	取扱いさせる店 舗(局)の範囲	取扱 事務	金融機関 名	取りま とめ店	所在地	取扱いさせる店 舗(局)の範囲	取扱 事務
略					略				
漁業協同 組 合 JF しまね	本所	松江市御 手船場町 575 番地	本所	〃	漁業協同 組 合 JF しまね	本所	松江市御 手船場町 575 番地	本所及び支所	〃
略					略				

附 則

この告示は、令和 6 年 10 月 3 日から施行する。